

令和7年第1回取手市議会定例会 議案概要

議 案：26件	条例の制定	1件
	条例の一部改正（一括改正含む。）	8件
	条例の廃止	1件
	協議会規約の変更等	1件
	市道路線の認定	1件
	令和6年度補正予算	6件
	令和7年度当初予算	7件
	令和7年度補正予算	1件
	令和6年度補正予算の専決処分	1件
承 認：1件		
同意案：11件	教育委員会委員の選任同意	1件
	監査委員の選任同意	1件
	固定資産評価審査委員会委員の選任同意	1件
	農業委員会委員の選任同意	8件

議案第1号

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について（総務課）

刑法の改正により、自由刑（受刑者の自由を奪う刑罰）のうち「懲役」「禁錮」が廃止され、新たに「拘禁刑」に一本化されることから、次に掲げる市の条例の規定中「懲役」「禁錮」の文言を「拘禁刑」に改めるものです。

- ① 取手市職員の給与に関する条例
- ② 取手市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例
- ③ 取手市表彰条例
- ④ 取手市公害防止条例
- ⑤ 取手市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例
- ⑥ 取手市消防団条例
- ⑦ 取手市個人情報の保護に関する法律施行条例
- ⑧ 取手市議会の個人情報の保護に関する条例

議案第2号

取手市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について（人事課）

人事院の勧告において、現行給料表の各級の1号給から一定の号給までを廃止し、各号給を繰り上げる給料表の改正（号給設定の見直し。いわゆる『給料表の切替』）が示されたことを踏まえて同様の改正を行います。また、国、県等に派遣される職員に限り、自宅からの長距離通勤に係る費用負担を軽減するため、通勤手当の上限額の見直しを行います。

① 人事院勧告を踏まえた給料表の改定（令和7年度から）

若手及び中堅年齢層の職員が早期に昇格した場合には、給料表の切替の影響により実質的に給料の引上げが図られることとなります。それ以外の場合については、影響は生じません。

（参考）各級1号給の給料月額

	改正前	改正後	引上げ額
3級	261,300円	265,300円（改正前 5号給相当）	+4,000円
4級	287,300円	298,800円（改正前 9号給相当）	+11,500円
5級	309,800円	321,300円（改正前 9号給相当）	+11,500円
6級	335,000円	355,200円（改正前 13号給相当）	+20,200円
7級	373,400円	408,300円（改正前 17号給相当）	+34,900円

② 国、県等に派遣される職員の通勤手当の見直し（令和7年度から）

人事異動により国、県等に派遣され、自宅からの通勤距離が遠距離になる職員に支給する通勤手当について、増額の見直しを行います。

・1月当たりの支給上限額の増額

（改正前）交通機関等 55,000円、自動車等 31,600円、特別料金・高速料金 20,000円

（改正後）区分ごとの上限額をなくし、合計で 150,000円

・特別料金・高速料金の全額支給

（改正前）2分の1相当額、かつ、上限額 20,000円

（改正後）全額

・自動車等を使用する場合の60km以上の距離区分の追加

（改正前）60km以上は一律 31,600円

（改正後）

通勤距離	手当の額
60km以上 62km未満	47,000円
62km以上 64km未満	48,500円
64km以上 66km未満	50,100円

66km 以上 68km 未満	51,600 円
68km 以上 70km 未満	53,200 円
70km 以上	54,700 円

議案第 3 号

取手市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について（人事課）

市の嘱託医師・嘱託歯科医師等の報酬額について、現行の報酬額を見直し、令和 7 年度から職務の内容及び責任に応じた額に改定します。

- ① 市嘱託医師及び市嘱託歯科医師の報酬の増額（保健センター）
 - ・市嘱託医師 日額 21,000 円 → 25,000 円、4,000 円増額
 - ・市嘱託歯科医師 日額 21,000 円 → 25,000 円、4,000 円増額
- ② 学校医、学校歯科医及び学校産業医の報酬の増額（保健給食課）
 - ・学校医 日額 21,000 円 → 25,000 円、4,000 円増額
 - ・学校歯科医 日額 21,000 円 → 25,000 円、4,000 円増額
 - ・学校産業医 日額 21,000 円 → 25,000 円、4,000 円増額

議案第 4 号

取手市情報公開及び個人情報保護審議会条例及び取手市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について（情報管理課）

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正及び児童手当法の改正を踏まえ、次の点について改正するものです。

- ① 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律関連
法律が改正され条項の移動が生じることに伴い、法律を引用する次の条例の規定を一括して改正するものです。
 - ・取手市情報公開及び個人情報保護審議会条例
 - ・取手市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例
- ② 児童手当法関連
法律の改正により特例給付が廃止されたことに伴い、特定個人情報を利用できる事務を定めた取手市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表第 2 から特例給付に関する文言を削ります。

議案第 5 号

取手市犯罪被害者等支援条例について（社会福祉課）

犯罪被害者等の支援に関する基本理念を定め、市、市民等、事業者等の責務をそれぞれ明らかにするとともに、犯罪被害者等の支援に関する施策を総合的に推進し、犯罪被害者等が受けた被害の回復又は軽減を図り、もって安全かつ安心して暮らすことのできる社会の実現に寄与するため、本条例を制定するものです。

条例で定める主な事項

- ・ 基本理念
- ・ 市、市民等、事業者等の責務
- ・ 相談、情報提供等の窓口の設置
- ・ 犯罪被害者等に対する経済的支援
- ・ 他の地方公共団体との連携等

議案第 6 号

取手市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び取手市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について（子育て支援課）

これらの条例の基準となっている内閣府令の改正を踏まえ、当該府令基準に従い同様の措置を講ずるため、条例の一部を改正するものです。

① 両条例に係る改正

家庭的保育事業等及び特定地域型保育事業について、保育内容支援及び代替保育に係る連携施設の確保に関する基準が緩和されたこと、連携施設の確保に関する経過措置が延長されたこと等を踏まえ、府令基準に従い同様の措置を講ずるため、所要の改正を行います。

- #### ② 取手市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例に係る改正
- 栄養士法の改正に伴い、従前は栄養士免許取得者でなければ管理栄養士国家試験を受験することができなかったところ、改正後は管理栄養士養成施設卒業者は栄養士免許の取得が不要となったことを踏まえ、栄養士による必要な配慮を求めている規定について、「栄養士」を「栄養士又は管理栄養士」に改め、栄養士免許を有さない管理栄養士についても要件を満たすことができることとします。

議案第7号

取手市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例の一部を改正する条例について（環境対策課）

宅地造成及び特定盛土等規制法の改正を踏まえ、同法による規制と本条例による規制の内容が重複する箇所を整理するとともに、茨城県土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例の改正を踏まえ、許可の対象とする面積について、同条例と本条例との整合を図るための改正を行います。

① 宅地造成及び特定盛土等規制法の改正を踏まえた改正

構造基準等の災害の発生防止に関する事項について、より罰則の重い法律による規制に移行するため、本条例から当該事項に関する規定を削ります。

② 茨城県土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例の改正を踏まえた改正

県の条例が許可の対象とする盛土・埋立ての面積が引き下げられることに伴い、本条例が許可の対象とする盛土・埋立ての面積を引き下げます。

（改正前）市条例 300 m²以上 5,000 m²未満

県条例 5,000 m²以上

（改正後）市条例 300 m²以上 3,000 m²以下

県条例 3,000 m²超

議案第8号

取手市手数料条例の一部を改正する条例について（建築指導課）

宅地造成及び特定盛土等規制法の改正に伴い、令和7年4月1日から市が審査の事務を行う同法による宅地造成又は特定盛土等に関する工事の中間検査について、手数料を新設します。手数料の額は、審査対象となる工事を行う土地の面積規模に応じて定めます。

・宅地造成又は特定盛土等に関する工事中間検査申請手数料

審査対象の土地の面積	手数料
～ 3,000 m ²	2,700 円
～ 20,000 m ²	5,400 円
～ 40,000 m ²	10,800 円
～ 70,000 m ²	21,600 円
～100,000 m ²	37,800 円
100,000 m ² 超	54,000 円

議案第 9 号

取手市建築基準条例の一部を改正する条例について（建築指導課）

脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う建築基準法の一部改正により、防火・避難規定の適用範囲の限定等、既存建築物における緩和措置が拡充されたことを踏まえ、条例においても同様の改正を行うものです。

既存建築物における緩和措置の拡充により、増築等による建築物の長寿命化や省エネ化、既存建築ストックの有効活用が図られます。

議案第 10 号

取手市切土等工事の適正な執行に関する条例を廃止する条例について（建築指導課）

宅地造成及び特定盛土等規制法が改正され、令和 7 年 4 月 1 日から本条例の規制対象である切土等の工事が同法による規制の対象になることから、条例を廃止するものです。

議案第 11 号

茨城消防救急無線・指令センター運営協議会を組織する構成団体の数の増加及び茨城消防救急無線・指令センター運営協議会規約の変更について（消防総務課）

茨城消防救急無線・指令センター運営協議会に日立市及び稲敷地方広域市町村圏事務組合が加入することに伴い、協議会を組織する構成団体の数の増加及び協議会規約の変更について、地方自治法の規定により議会の議決を求めるものです。

議案第 12 号 市道路線の認定について（管理課）

開発行為により市に帰属した道路（井野地区 1 路線）について、市道として認定するため、議会の議決を求めるものです。

議案第 13 号 令和 6 年度一般会計補正予算（第 10 号）

1 補正予算の規模

補正予算の総額は、2 億 4,134 万 2 千円の増額で、
補正後の予算総額は、485 億 6,713 万 8 千円となります。

（単位：千円）

区分	補正額の財源内訳			
補正額	国県支出金	地方債	その他	一般財源
241,342	180,000	0	0	61,342

2 歳出予算の補正内容

物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金活用事業 …2 億 4,134 万 2 千円

「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」の国推奨事業メニュー分を活用して、生活者及び事業者に対する支援策に必要な経費を計上します。

【内訳】

（単位：千円）

事業名	事業費	事業概要
給食費の負担軽減事業	169,750	食材の価格が高騰する中、保育所等・市立小中学校における給食費への価格転嫁による保護者負担の増大を防ぐため、食材費高騰の相当額を措置します。 ※R6 給食費分は、既に実施している負担軽減事業の予算に不足が生じる見込みであることから補正するもの
R6 給食費分	13,677	
R7 給食費分	156,073	
省エネ家電買換え補助金	52,592	燃料価格・物価高騰に対する市民生活の負担を軽減するとともに、家庭における二酸化炭素排出量の削減を図るため、既存の家電製品を省エネ家電製品へ買い換える市民へ補助金を交付します。
地域公共交通等支援事業補助金	19,000	地域公共交通等の安定的な運行及び市民生活に必要な移動手段の維持に資するため、エネルギー価格等の高騰の影響を受ける地域公共交通等の事業者に対し補助金を交付します。
合計	241,342	

3 歳入予算の補正内容

物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金(推奨事業メニュー分)…1 億 8,000 万円

エネルギー・食料品価格等の物価高騰に対応するため、地方公共団体が実施する物価高対策の財源として交付される国の補助金です。推奨事業メニュー分の交付限度額は 2 億 2,320 万円あり、残分については、令和 7 年度早期に補正予算を編成して

対応します。

【交付限度額一覧】

(単位：千円)

区 分	交付限度額	補正額	市の予算計上時期
推奨事業メニュー分	223,200	180,000	今回補正分
		43,200	残分

財政調整基金繰入金 …6,134 万 2 千円増

今回の補正予算の財源調整により、財政調整基金繰入金を増額します。

【増減と現在高】

(単位：千円)

基 金	補正前残高見込	繰入額	補正後残高見込
財政調整基金	2,289,044	61,342	2,227,702

議案第 14 号 令和 6 年度一般会計補正予算（第 11 号）

1 補正予算の規模

補正予算の総額は、17 億 2,273 万 6 千円の増額で、
補正後の予算総額は、502 億 8,987 万 4 千円となります。

(単位：千円)

区分	補正額の財源内訳			
補正額	国県支出金	地方債	その他	一般財源
1,722,736	▲146,033	1,490,400	72,422	305,947

2 歳出予算の主な補正内容

1) 国の令和 6 年度補助事業により前倒しして実施する事業 …13 億 9,725 万 4 千円

令和 7 年度に計画していた学校施設整備事業(ア)や地籍調査事業(イ)が、国の令和 6 年度の補助事業の対象となったことから、3 月補正予算に前倒しして計上し、実質的には令和 7 年度事業として繰越しして執行します。

ア. 学校施設整備事業 …13 億 7,770 万円

【内訳】

- ・ 白山小学校の長寿命化改良事業 7 億 6,140 万円
- ・ 高井小学校の増築事業 1 億 1,000 万円
- ・ 永山中学校の改修事業 4 億 6,630 万円
- ・ 学校遊具安全対策事業 4,000 万円

イ. 地籍調査事業 …1,955 万 4 千円

【調査区域】

- ・ 本郷Ⅲ地区(本郷三丁目の各一部 0.14 ㎢)
- ・ 本郷Ⅱ地区(本郷四丁目・本郷五丁目の各一部 0.13 ㎢)

2) 人事院勧告に伴う民間保育園入所費の増額 …2 億 206 万 9 千円増

国から人事院勧告を踏まえた保育士等の人件費引上げ(改定率+10.7%)が示されたことなどに伴い、民間保育園等への入所費が不足する見込みであることから増額します。

【内訳】

- ・ 市内民間保育施設 1 億 9,467 万 7 千円 (23 施設)
- ・ 市外保育施設 739 万 2 千円 (6 施設)

3) その他の主な歳出補正

■生活保護費 …3,000 万円増

受給世帯・人数の増及びインフルエンザや新型コロナウイルス感染症の流行などにより、医療扶助費に不足が生じる見込みであることから増額します。

■医療福祉費助成 …2,139 万円増

インフルエンザや新型コロナウイルス感染症の流行などにより、事業費に不足が生じる見込みであることから増額します。

【補正内訳】

(単位：千円)

項 目	補正額		
	医療費	手数料	小計
市単独(ぬくもり)	19,645	883	20,528
県補助事業(マル福)	377	485	862
		合計	21,390

3 歳入予算の主な補正内容

1) 市税

■法人市民税法人税割 …3 億 6,115 万 9 千円増

市内大手企業などの業績の伸びが見込まれるため増額します。

(単位：千円)

項 目		補正前の額	今回補正額	補正後の額
法人市民税	法人税割	718,875	361,159	1,080,034

2) 地方交付税

■普通交付税 …4 億 8,208 万 8 千円増

国の補正予算により、普通交付税の再算定が行われたため増額します。

(単位：千円)

項 目	補正前の額	今回補正額	補正後の額
普通交付税	8,595,725	482,088	9,077,813

3) 主な基金の状況

歳入における市税や普通交付税等の増額等により、財政調整基金繰入金を減額し財源調整を行います。

減債基金は、増額となった普通交付税のうち、臨時財政対策債償還基金費として措置された額を全額積み立てます。公共施設整備基金は、補正事業における財源充当の変更などに伴い減額します。

【主な基金の増減と現在高】

(単位：千円)

項目	補正前 残高	3月補正		補正後 残高	R7当初		R7末見込 残高
		繰入金	積立金		繰入金	積立金	
財政調整基金	2,227,702	▲635,167	328	2,863,197	800,000	254,348	2,317,545
減債基金	1,346,532	0	187,550	1,534,082	300,000	22,388	1,256,470
公共施設整備基金	1,137,439	▲23,947	1,062	1,162,448	83,557	39,245	1,118,136
学校施設整備基金	478,618	0	263	478,881	9,861	805	469,825

議案第15号

令和6年度取手駅西口都市整備事業特別会計補正予算（第3号）
（中心市街地整備課）

既定の歳入歳出予算から1億990万円を減額します。

歳入の補正内容は、社会資本整備総合交付金5,495万円の減、取手駅北市街地再開発事業債4,940万円の減、一般会計繰入金555万円の減となります。

歳出の補正内容は、取手駅北地区建築物整備事業において、再開発準備組合が事業化に向けた準備作業を進める中で各種調整が生じ、令和6年度の市街地再開発事業等補助金を活用する見込みが立たなくなったことから、1億990万円の皆減となります。

議案第16号

令和6年度後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）（国保年金課）

既定の歳入歳出予算総額に339万9千円を増額します。

補正の内容は、人間ドック受診者の増加により予算額に不足が見込まれることから、歳入において一般会計繰入金を、歳出において人間ドック検診助成金を増額するものです。

議案第 17 号

令和 6 年度介護保険特別会計補正予算（第 4 号）（高齢福祉課）

既定の歳入歳出予算総額に 4,704 万 2 千円を増額します。

歳入の補正内容は、介護保険料が 8,499 万 3 千円、国庫支出金が 863 万 4 千円、支払基金交付金が 1,270 万 1 千円、県支出金が 738 万円、一般会計繰入金が 588 万円の増、介護給付費準備基金繰入金が 7,254 万 6 千円の減となります。

歳出の補正内容は、居宅介護サービス給付費が 1,700 万円、施設介護サービス給付費が 3,000 万円、審査支払手数料が 4 万 2 千円の増となります。

議案第 18 号

令和 6 年度競輪事業特別会計補正予算（第 2 号）（産業振興課）

既定の歳入歳出予算総額から 5 億 4,100 万円を減額します。

歳入の主な補正内容は、前年度繰越金が 5,044 万 2 千円の増、通常開催車券発売収入が 5 億 8,482 万 7 千円の減となります。

歳出の主な補正内容は、通常競輪事業に要する経費 6 億 3,100 万円の減で、的中車券払戻金 4 億 4,000 万円の減のほか、場外車券発売開催委託料 1 億 6,000 万円の減など、競輪開催に係る経費の減額となります。

一方、競輪事業一般会計繰出金は、インターネット発売の売上増などにより、9,000 万円を増額し、1 億 1,000 万円となります。

議案第 19 号から議案第 25 号まで 令和 7 年度各会計当初予算

議案第 19 号から議案第 25 号まで（令和 7 年度取手市各会計当初予算）の内訳

議案第 19 号 一般会計予算

議案第 20 号 取手駅西口都市整備事業特別会計予算

議案第 21 号 国民健康保険事業特別会計予算

議案第 22 号 後期高齢者医療特別会計予算

議案第 23 号 介護保険特別会計予算

議案第 24 号 競輪事業特別会計予算

議案第 25 号 取手地方公平委員会特別会計予算

議案第26号 令和7年度一般会計補正予算（第1号）

1 補正予算の規模

補正予算の総額は、1億5,400万円の増額で、
補正後の予算総額は、505億9,400万円となります。

（単位：千円）

区分	補正額の財源内訳			
補正額	国県支出金	地方債	その他	一般財源
154,000	21,524	102,500	29,976	0

2 歳出予算の補正内容

白山小学校の長寿命化改良事業 …1億5,400万円

令和7年度に予定している白山小学校の長寿命化改良工事（第4期工事）について、事業費の一部が国の令和7年度予算による負担金の対象として交付決定を受けたことから、国負担金見合い分の事業費を計上します。

【参考】第4期工事の内訳 （単位：千円）

補正時期	補正額	補正額の財源内訳			
		国県支出金	地方債	その他	一般財源
R6.3月補正	761,400	26,200	722,200		13,000
今回補正	154,000	21,524	102,500	29,976	
合 計	915,400	47,724	824,700	29,976	13,000

3 歳入予算の補正内容

1) 国負担金

■公立学校施設整備費負担金 …2,152万4千円

2) 地方債

■小学校施設整備事業債 …1億250万円増

3) その他

■学校施設整備基金繰入金 …2,997万6千円増

【増減と現在高】 （単位：千円）

基 金	補正前残高	今回繰入額	補正後残高
学校施設整備基金	469,825	29,976	439,849

承認第 1 号

令和 6 年度取手市競輪事業特別会計補正予算（第 1 号）の専決処分の承認について

当初予算において市営競輪の車券発売収入を 20 億円と見込んだところ、インターネット車券販売による売上が好調なことなどにより、当初見込額を上回ることになり、車券発売収入及び的中車券払戻金等の経費について補正予算措置が必要となりました。

これに伴い、特に緊急を要し市議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであることから、1 月 10 日付で専決処分を行いました。

補正予算の総額は、8 億円の増額です。歳入においては車券発売収入を、歳出においては通常競輪事業に要する経費をそれぞれ増額しました。

同意案第 1 号

取手市教育委員会委員の選任に関する同意について（人事課）

令和 6 年 4 月 1 日付けで就任した戸部 明彦（とべ あきひこ）氏（現在 1 期目）の任期が本年 3 月 31 日で満了することに伴い、引き続き同氏を教育委員会委員（任期 4 年）として選任したく、議会の同意を求めるものです。

※ 前任者が任期途中で職を辞し、戸部委員はその委員の後任委員だったため、戸部委員の 1 期目の任期は前任者の残任期間（R6. 4. 1～R7. 3. 31）

同意案第 2 号

取手市監査委員の選任に関する同意について（人事課）

令和 3 年 4 月 22 日付けで就任した石橋 大輔（いしばし だいすけ）氏（現在 1 期目）の任期が本年 4 月 21 日で満了することに伴い、引き続き同氏を監査委員（任期 4 年）として選任したく、議会の同意を求めるものです。

同意案第 3 号

取手市固定資産評価審査委員会委員の選任に関する同意について（総務課）

令和 4 年 6 月 27 日付けで就任した関 孝雄（せき たかお）氏（現在 1 期目）の任期が本年 6 月 26 日で満了することに伴い、引き続き同氏を固定資産評価審査委員会委員（任期 3 年）として選任したく、議会の同意を求めるものです。

同意案第4号から同意案第11号まで

取手市農業委員会委員の選任に関する同意について（農業委員会事務局）

令和4年4月1日付けで就任した次の8人の委員の任期が本年3月31日でいずれも満了することに伴い、引き続き各委員を農業委員（任期3年）として選任したく、議会の同意を求めるものです。

- ① 同意案第 4号 海老原 丈夫（えびはら たけお）氏
- ② 同意案第 5号 櫻井 光希（さくらい こうき）氏
- ③ 同意案第 6号 天津 一夫（あまつ かずお）氏
- ④ 同意案第 7号 櫻井 静枝（さくらい しずえ）氏
- ⑤ 同意案第 8号 山崎 守（やまざき まもる）氏
- ⑥ 同意案第 9号 平澤 宏修（ひらさわ ひろのぶ）氏
- ⑦ 同意案第10号 野口 哲（のぐち さとし）氏
- ⑧ 同意案第11号 根本 幹夫（ねもと みきお）氏